

札幌市立白石中学校いじめ防止基本方針

令和6年3月改訂

「いじめ防止推進基本法」第13条に基づき、本校におけるいじめの防止のための対策に関する基本的な方針を以下のとおり定める。

いじめの定義

- ・「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与えている行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。起こった場所は学校の内外を問わない。
- ・個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童生徒の立場に立って行うものとする。

1 いじめ防止の基本的な考え方

(1) いじめに対する基本認識

「いじめ防止対策推進法」第4条では、「児童などは、いじめを行ってはならない。」（いじめ禁止）と規定されている。いじめは、いじめを受けた児童などの教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命または身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものであり、人として決して許されない行為であるという、いじめに対する認識を全教職員で共有する。

(2) いじめ防止の基本的な考え方

「いじめは、どの学校・学級でも起こりうるものであり、いじめ問題にまったく無関心ですむ生徒はいない」という共通認識に立ち、生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにするため、「いじめ防止対策推進法」第8条に基づき、いじめの未然防止・早期発見・早期対応に取り組む。

いじめ防止対策推進法 第8条

（学校及び学校の教職員の責務）

第8条 学校及び学校の教職員は、基本理念にのっとり、当該学校に在籍する児童等の保護者、地域住民、児童相談所その他の関係者との連携を図りつつ、学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組むとともに、当該学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処する責務を有する。

2 いじめの防止等の対策のための組織

- (1) 学校いじめ対策組織として、「いじめ防止対策委員会」（「生徒指導対策委員会」を兼ねる）を設置する。
- (2) 構成員は、校長、教頭、主幹教諭、生徒指導主事、学年主任、養護教諭、スクールカウンセラー、その他関係職員その他、必要に応じて、スクールソーシャルワーカーや弁護士、医師、警察官経験者、教育学者などの外部専門家等や地域の関係者などとする。
- (3) 同委員会を定期的（月1回程度）に開催し、いじめの認知や解消の件数及び認知した個別の対応状況を確認する。
- (4) いじめの疑いを把握した場合は、出席可能な構成員のみで速やかに会議を開催する。校長不在時は、教頭の監督下で会議を開催し、校長への報告、決裁を得る。

3 いじめの未然防止の取組

- (1) わかる授業づくり
生徒一人一人が達成感や充実感をもてる、わかる・できる・楽しい授業の実践に努める。
- (2) 安心して過ごせる環境づくり
始業前や休み時間、放課後など、「生徒あるところに教師あり」を全教職員が共通意識をもち、生徒達が安全・安心を感じる環境作りに努める。
- (3) 道徳教育の充実
「いじめを行ってはならない」「いじめは決して許されない」という認識がもてるように教育活動全体を通じて指導する。
- (4) 体験活動の充実
他者とかかわりコミュニケーション能力を養う体験活動を体系的・計画的に実施する。
- (5) 学級経営の充実
学級活動において互いのよさを見つける活動や考え方の違いに気付かせる活動を取り入れ、生徒の自己有用感・自己肯定感を育む。また、学級経営には学級担任を中心に、学年所属の教員等、関係の教員が連携してあたる。
- (6) インターネットを介して行われるいじめについての対策
全校生徒のインターネット、SNSの使用状況などの把握に努め、生徒及び保護者に対する情報モラル教育や啓発活動を行う。

4 いじめの発見のための取組

- (1) アンケートの実施
いじめを早期に発見するために、5月、夏休み明け、11月、冬休み明けの4回、生徒に対するアンケート調査を実施する。アンケート実施後、気になる記述について情報共有し、該当生徒への面談を速やかに実施する。アンケート結果や面談等の内容について検討するために、いじめ防止対策委員会を開催する。
- (2) 教職員による見守り
教職員が生徒の活動を見守ることにより、生徒の変化などの早期発見に努める。
- (3) 教育相談の実施
定期的に教育相談週間を設けて、全校生徒を対象とした教育相談を実施する。また、期間外においても、いつでも相談できる環境を整える。
- (4) 日記や連絡帳の活用
必要に応じて班ノートや連絡帳などを活用することで生徒及び保護者との連絡を密にし、信頼関係を構築する。
- (5) いじめの防止に関する校内研修の実施
いじめの防止に関する校内研修を年間計画に位置付けて実施し、いじめの防止に関する教職員の資質向上を図る。また、研修の内容は、教員の困り感に寄り添った生徒理解の研修を含め、必要に応じて外部講師を招聘するなどして実践的なものとする。

5 いじめに対する早期対応

- (1) 教職員は、いじめに関する相談を受けた場合、または、いじめと思われる行為を見つけた場合は、速やかに管理職に報告する。
- (2) 校長は、速やかに「いじめ防止対策委員会」を開催し、いじめの有無の確認を行うための措置を講じ、その結果を教育委員会に報告する。
- (3) いじめの事実が確認された場合はいじめをやめさせ、その再発を防止するため、「いじめ防止対策委員会」が中心となって対応を協議し、全教職員で情報を共有しながら、いじめを受けた生徒・保護者に対する支援といじめを行った生徒に対する指導とその保護者に対する助言を継続的に行う。
- (4) 校長は、必要があると認めるときは、いじめを行った生徒について、いじめを受けた生徒が使用する教室以外の場所で学習を行わせるなど、いじめられた生徒が安心して教

育を受けるために必要な措置を講ずる。

- (5) 犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては警察等と連携して対処し、生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときには直ちに警察に通報し、適切な支援を求める。
- (6) 緊急性が高いと判断した事案や、いじめの重大事態につながるものが懸念される事案については、速やかに教育委員会に報告する。

6 いじめの見逃しや一部の教職員による抱え込みを防ぐために

- (1) 「いじめ見逃しゼロ」を徹底するために、認知及び解消については、学級担任などの個人に委ねず、いじめ防止対策委員会で判断する。
- (2) いじめの解消の目安である3か月に至るまでの間、教職員による見守りを実施するとともに、被害生徒及び保護者との面談等を通じて、心身に苦痛を感じていないかを継続的に確認する。加えて、加害生徒の保護者に対しても、学校における状況を等を共有し、保護者と連携して指導と見守りを行う。
- (3) いじめ解消の判断は、事案対処後3か月を目途として、被害生徒及び保護者との面談等による確認の結果を踏まえて、いじめ防止対策委員会において行う。
- (4) 複数の教職員がそれぞれ集めたいじめに関する情報は、いじめ防止対策委員会において集約と共有を図る。また、アンケートの結果など過年度の情報も含め、経年的に把握できるようにする。

いじめが解消している状態とは、少なくとも次の二つの要件が満たされている必要がある。

- ① 被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）が止んでいる状態が、少なくとも3か月以上継続していること。ただし、この期間は、いじめの被害に重大性等を考慮し、学校の設置者又は、学校いじめ対策組織の判断により、より長期の期間を設定するものとする。
- ② 被害児童生徒が、いじめの行為により心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

【国のいじめの防止等のための基本的な方針（最終改訂 平成29年3月14日）P30～31】

7 記録及び引継ぎについて

- (1) 悩みやいじめに関するアンケート調査用紙は、小学校から中学校に用紙そのものを引き継ぎ、定められた期間（3年間）保管する。
- (2) いじめに関する個別の対応状況に関する記録については、進級・転学に当たって、次の学年、学校に確実に引継ぎ、指導や支援につなげる。

8 重大事態への対応

重大事態の定義

- 1 いじめにより生徒等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められるとき。
- 2 いじめにより生徒が相当の期間（年間30日を目安とする）欠席することを余儀なくされている疑いが認められるとき。
- 3 生徒や保護者から、いじめられて重大事態に至ったという申し立てがあったとき。

- (1) 学校は、重大事態が発生した場合、教育委員会へ事態発生について報告する。
- (2) 教育委員会の判断により学校が主体となって事態の調査に当たる場合は、学校の下に調査組織を設置し、事実関係を明確にするための調査を実施する。
- (3) いじめを受けた生徒及びその保護者に対して適切な情報を提供する。
- (4) 調査結果を教育委員会に報告し、調査結果を踏まえ必要な措置をとる。
- (5) 教育委員会が調査主体となる場合は、資料の提出など、調査に協力する。